

地域保健医療施策の充実に関する提言

地域保健医療施策の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師等の確保及び偏在対策について

- (1) 安心で質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在のは是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
特に、出産・子育て等により離職した医師及び看護師等の再就業に資する支援策を充実すること。
- (3) 地域における医師の絶対数を増やすため、地方における医学部入学定員及び地元出身者枠を含む地域枠定員の増員等を図るとともに、地域枠制度が十分機能するよう実効ある対策を講じること。
- (4) 新医師臨床研修制度の導入によって、地域医療を支える医師が不足するという影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療を維持・確保し、質の高い医師の養成と医師偏在の解消に資するものとなるよう充実した臨床研修体制の整備を行うとともに、当該制度の見直しを図ること。

また、臨床研修における地域医療の研修期間を延長するとともに、地域医療に貢献する医師を確保できるよう医学教育体制についても見直しを図ること。

- (5) 新専門医制度については、医師偏在を助長すること等のないよう検証を行うとともに、都市自治体等の意見を十分に踏まえ、総合診療を行うなど地域に貢献する医師にインセンティブが働く仕組みの構築や専門医の資格取得において地域医療に従事する医師を優遇するなど、国の責任において必要な措置を講じること。

また、若手医師育成のため、専門指導医の確保策を講じること。

(6) 地域における医師の不足・偏在を解消するため、医師に一定期間の地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する実効ある対策を講じること。

2. 医師偏在対策、医療従事者の働き方改革、地域医療構想等の地域医療への影響が大きい取組について、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、地方と丁寧かつ十分に協議を行い、その意見を施策に反映するとともに、地域の実情に応じた十分な支援策を講じること。

特に、医師の働き方改革については、大学の医局等からの医師派遣の中止・削減等により、地域医療が崩壊するようないよう、必要な対策を講じること。

3. 自治体病院等について

(1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

特に、自治体病院等を整備・運営する都市自治体に対する安定した財政措置、病院事業債の元利償還金の操出基準の見直し等、十分な措置を講じること。

(2) 病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていていることから、消費税制度の見直しを図るなど、必要な対策を講じること。

(3) 都市自治体が行っている公的病院等への助成について、地域の実情に配慮した十分な財政措置を講じること。

また、地域医療体制維持のため、公立病院と同等の役割を担っている公的病院に対して、国において、財政支援を講じること。

4. 広域医療体制の充実等について

(1) 救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療等の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

(2) 採算性等により民間医療機関が開設されていない地域においても、等しく訪問診療や政策医療等が提供されるよう、高度医療機器の整備等に対し、

十分な財政措置を講じること。

5．がん対策の一層の充実を図るため、がん検診のDX化を含め、がん検診の総合支援事業を拡充するなど、都市自治体が実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じること。

また、検診体制及び検診方法を拡充するとともに、受診率の向上策を強化すること。

6．感染症対策について

(1) 国民が等しく予防接種を受けることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、おたふくかぜ、帯状疱疹等のワクチンについて、必要性、費用、有効性等を十分に検証したうえで、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

(2) 任意予防接種に対する公費助成制度を設けること。

(3) 骨髄移植等により定期接種の再接種が必要となった場合、当該再接種を定期接種として位置付ける等助成制度を確立すること。

(4) ワクチンの安定供給対策を講じること。

また、住所地外での接種に係る制度整備など、安定的かつ継続的に接種できる体制を構築するとともに、ワクチン価格や問診料等の接種費用について、被接種者に過度な負担が生じないよう、標準的価格を示すこと。

さらに、被接種者等の負担軽減を図るため、混合ワクチンの開発・導入等を支援すること。

(5) 新型コロナワクチンの定期接種について、物価高騰等の影響を受け、国の示す標準的な接種費用を超えた場合においても、対象者に過度な負担が生じないよう、適切な財政措置を講じること。

また、令和6年度における対象者の接種状況等を踏まえ、今後も希望する者が接種できるよう、必要な支援策について検討すること。

(6) 風しんの流行や先天性風しん症候群を予防する対策を拡充するとともに、抗体検査から予防接種まで十分な財政措置を講じること。

また、風しんに関する追加的対策については、抗体検査の受検率が低い

ことから、引き続き、職場健診に組み込むなどの受検率向上に資する対策を講じること。

- (7) 季節性インフルエンザの定期接種について、対象者を乳幼児及び小・中学生にも拡大すること。
- (8) 肝炎ウイルス検診を継続するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (9) 子宮頸がん予防のためのワクチン接種について、安全性や有効性を周知するとともに、令和6年度末で終了するキャッチアップ接種事業を延長すること。
- (10) 予防接種法に基づくワクチンの接種後の副反応により健康被害が生じた場合について、早期かつ適切に救済されるよう必要な措置を講じるとともに、審査請求に係る申請者の負担軽減策を講じること。
- (11) 新興感染症等がまん延した際に、医療等が逼迫する状況が生じないよう、医療提供体制及び保健所体制等の強化に資する十分な財政措置を講じるとともに、都市自治体や医療機関等が広域的かつ機動的に対応できるよう、必要な法整備や支援策を講じること。

また、都市自治体に対して、感染症対策に係る情報提供を迅速に行うとともに、国民が正しい知識を得て適切に感染防止策を行えるよう、十分な周知・啓発を行うこと。

さらに、地域の実情に応じた機動的な感染症対策を実施するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく権限を、希望する指定都市に財源と併せて移譲することについて、十分検討すること。

- (12) 感染症流行予測に資する下水サーベイランスについて、都市自治体が事業を実施できるよう、必要な財政措置等を講じること。

7. 地域包括ケアシステムが過疎地等においても適切に提供されるよう、必要な支援策を講じること。

また、かかりつけ医機能等が十分に發揮されるよう、国民に周知啓発を行うなど、必要な措置を講じること。

8. 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、要件緩和や補助率の嵩上げ等の拡充を図ること。

9. 不妊治療及び不育症治療に係る経済的負担を軽減するため、治療費等について、更なる支援措置を講じること。
10. 医療等の情報を有効に活用することにより、国民が良質な医療やケアを受けられるよう、医療DXの推進に資する支援策を講じること。
なお、推進に当たっては、具体的な仕組みに係る情報を早期に提示するとともに、都市自治体や医療機関に過度な財政負担等が生じないよう配慮すること。
11. 障害者（児）の歯科健診、歯科治療に取り組む病院・歯科診療所が増加するよう、必要な措置を講じること。
12. 慢性的な疾病により長期の治療が必要な子どもの医療費負担を軽減するため、小児慢性特定疾患の対象疾患を拡大するなど、必要な措置を講じること。
13. 骨髓ドナー登録者の拡大を図るため、骨髓ドナーの休業に対する支援制度創設等の社会環境を整備すること。
14. 物価高騰対策関係について
光熱費や食材料費の高騰によって、公立病院等の医療機関の経営を圧迫しているため、地域医療提供体制に影響を及ぼすことのないよう、適切な財政支援を講じること。